

# 上越市水道水源保護審議会委員 募集要領

上越市では水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的として「上越市水道水源保護条例（以下「条例」といいます）を制定しています。

この条例では、水源の保護に関する重要な事項について調査審議するため、識見を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者、公募に応じた市民で構成する「上越市水道水源保護審議会」を設置しています。

このたび、当審議会委員の改選にあたり、市民委員を募集します。ぜひご応募ください。

募 集 対 象	市内に居住している18歳以上の人
募 集 人 数	1人
任 期	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日 ※会議は、条例の規定により必要に応じて開催。
報 酬 等	市が定める報酬及び交通費を支給します。
応 募 方 法	応募用紙に必要事項を記入のうえ、応募動機（400字程度）を添えて、郵送、ファックス、又は電子メールで下記まで提出してください。
募 集 期 間	2月1日（水）～2月15日（水）【必着】
選 考 方 法	提出いただいた応募動機をもとに選考します。 なお、選考結果は3月中旬に応募者全員に文書により通知します。
提 出 問い合わせ先	上越市 ガス水道局 施設整備課 〒943-0807 上越市春日山町3丁目1番63号 TEL：025-522-5519（内線362） FAX：025-525-9969 E-mail：seibi-gw@city.joetsu.lg.jp

## 【ご注意ください】

市では、より多くの市民の皆さんに参画していただくため、1人が就任できる市の審議会等を5つまでとしています。ご応募の際はご注意ください。